

第5回 教育委員会会議録		議事録調製者 捺 印
開催日時	平成29年4月28日(金) 午後3時00分から午後3時50分まで	
開催場所	滝川市役所9階 第一委員会室	
出席委員氏名	教育長	山崎 猛
	教育長職務代理者	田代 雄一
	委員	朝日 幸世
	委員	芳村 敦子
	委員	蜂矢 忠昭
その他の出席者	田中部長 栗井指導参事 諏佐課長 景由課長 法村事務長 橋本課長 小山館長 木村図書館長 半井図書館副館長 寺嶋課長補佐 山本係長 堤主査 阿部事務補	傍聴者の人数 傍聴 <u> 0 </u> 人

1. 開 会 午後3時00分 山崎教育長開会を宣し会議に入る。

2. 議事録署名 朝日委員
委員の指名

3. 前回会議録の承認 平成29年3月29日(第4回)会議録を事前配付したもので、これを承認した。

(1)教育長行政報告

4. 報 告 ※山崎教育長～各学校の卒業式、人事異動に伴う辞令交付、入学式について委員さんのご協力もいただき無事開催することができました。ご協力いただいたことに感謝申し上げます。

※諏佐課長～教育総務課から報告いたします。

行政報告については、記載のとおりです。

期間外ですが4月18日、全国学力学習状況調査が市内全小中学校で実施されました。対象については、小学校6年生と中学校3年生となります。小学校は281名中欠席5名、中学校は309名中欠席9名という状況でした。

月間業務計画については、5月11日、12日の日程で北海道都市教育長会春期定期総会が士別市で開催されます。教育長が出席予定となっています。

また、5月18日、19日について、全国都市教育長協議会定期総会が奈良県奈良市で開催されます。こちらも教育長が出席予定となっています。

※橋本課長～学校運営課から報告いたします。

行政報告については、4月7日に市内の各小中学校の入学式を行いました。

月間業務計画については、5月20日に東小学校、5月27日に第一小学校、第二小学校、第三小学校、西小学校で運動会が開催されます。

※法村事務長～滝川西高等学校から報告いたします。

行政報告については、記載のとおりです。

期間外ですが、昨日から今日まで1学年が高校生としての自覚とこれからの高校生活の目標を持たせることを目標として、札幌青少年山の家で1泊2日の宿泊研修を行っています。昨日は北星学園大学で模擬講義及び施設見学を行い、その後青少年山の家で滝西ガイダンスやレクレーションを行っています。今日はスクールカウンセラーの講義を受け、13時30分にバスが出発するという連絡がありましたので16時に帰校する予定です。

また、昨日2、3年生を対象にブース型の進路相談会を本校の体育館で81団体、80ブースで行いました。1人3ブース以上の説明を聞くこととなっており、自分の進路をどうするか考えながらブースの説明者の話を真剣に聞き、質問をして今後役に立てようとしていました。

月間業務計画については、5月1日に西地区クリーン作戦ということでゴミ拾いを全学年で行います。5月22日から高体連の支部大会が行われる予定です。

※景由課長～社会教育課から報告いたします。

行政報告については、1番、平成28年度改修工事を行ったスポーツセンター第一体育館について、4月1日にリニューアルオープン式典を行い利用開始となりました。

月間業務計画については、5月7日、日曜日、風がみつめた街たきかわ音楽祭「プラタナスコンサート」が15時から文化センターで、12日金曜日に美術自然史館においてアップルコンサートを19時から行います。

スポーツ振興係から、5月14日、日曜日、第3回えべおつ丘陵地マラニックを開催する予定です。

また、記載にありませんが5月10日、水曜日、パークゴルフ場の仮オープンをさせていただく予定です。

※木村図書館長～図書館から報告いたします。

行政報告については、1番、3月18日、滝川市立図書館と水口新聞販売所さんの協力をいただき、おはなしたまてばこをまちづくりセンターみんくるで13時30分から15時で開催し、47名の親子が参加しました。2番、3月22日、29日に読書アルバム500冊、1,000冊の達成者表彰式を実施しました。22日は1,000冊、西小の1年生1名、29日は500冊、東小の1年生3名、1,000冊、東小の1年生2名の表彰を行いました。5番、3月30日から4月4日ということで3月

30日に株式会社北星様から寄付を受領しました。北星様からは270万円、図書購入費ということで寄付をいただきました。

また、4月4日は国際ソラプチミスト滝川様から10万円、こちらは本の寄贈という形でいただきました。

月間業務計画について、5月の3、4、5日の水曜、木曜、金曜日、祝日で休館です。5月13日、こどもの読書週間事業として絵本のおはなし会「たまたまぼこ」の工作の日～びっくり！おばけハウスをつくろう～ということで14時から大会議室でおはなし、パネルシアター、そしておばけハウスをつくろうという工作を行う予定です。

また、図書館学級文庫の29年度、5月は6校を実施する予定です。

※小山館長～美術自然史館から報告いたします。

行政報告について、記載のとおりですが、4番、「春休み こども広場」を開催しました。昨年に引き続き会期中はこども科学館の入館料を無料とし、隣接する中央児童センターからも3階のこども科学館に出入りできるようにしていました。期間中1,551名の皆様にご来場いただき、楽しんでいただきました。滝川生涯学習振興会とも連携し、会期中リブラーン講座の体験イベントとしてキャンドル作り、ストラップ作りも楽しんでいただきました。

月間業務計画について、机上配付でご案内しました「イエティ・ブルー～春ミッション！青い雪男を発見せよ～」を5月28日までの会期で開催中です。4月25日、火曜日にNHK総合テレビ、つながるきたカフェでのイベント告知のコーナーで紹介させていただきました。ゴールデンウィーク期間中ぜひ来ていただければと考えています。

また、9日、岩橋ふるさと北辰振興会「植樹祭」があります。江部乙中学校の向かいにある岩橋英遠が桜のトンネルの再生を願った北辰の森にて開催されます。平成19年から北辰の森で整備を進めています。現在は400本ほどの桜が植えられています。昨年度NPO法人となりました北辰振興会の皆さんと江部乙中学校の皆さんと一緒に植樹を行います。

24日の文化財保護審議会は会議の前段で今回任期を終え、10年以上務めていただいた委員の皆様には感謝状贈呈式と新しく委員になっていただく方への委嘱状交付式を行います。なお、新しい委員の委嘱については後ほど議案にてご説明させていただきます。

郷土館について、今期は5月3日から9月24日までの土曜、日曜日、祝日、12時から16時の間開館しています。

また、郷土館の分館となっている華月館について、5月から9月までの間、第4日曜日の13時から16時の間開館しています。

(2)各所管事務報告

①3月分児童生徒の教育相談等における状況報告について

※堤主査～別添「資料No. 4-1」を用いて説明。

報告済

5. 議 案 ○議案第1号 滝川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

※諏佐課長から次のとおり提案理由を説明。

事務分掌の変更に伴い改正するものである。

第1条について、社会教育課が所管していた西公園パークゴルフ場の廃止に伴い所管施設から削除するものである。また、社会教育課が所掌していた学校支援地域本部事業が今年度から教育総務課に移管されたことに伴う分掌内容の整理となっている。

第2条について、5月より石狩川河川敷パークゴルフ場が仮オープンすることから、社会教育課の所管施設にパークゴルフ場を加えると共に所掌内容を開設の準備から運営に改正するものである。

公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の滝川市教育委員会事務局組織規則の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定による改正後の滝川市教育委員会事務局組織規則の規定は同年5月1日から適用する。

原案どおり可決

○議案第2号 滝川市立学校管理規則の一部を改正する規則

※諏佐課長から次のとおり提案理由を説明。

北海道立学校管理規則の改正に伴い、勤務時間の割り振り時間が変更されたこと及び人事異動の発令方法が変更されたことにより滝川市立学校管理規則も同様に改正するものである。

具体的には第11条第3項中の4時間の件について、教職員の1日の勤務時間が7時間45分と決められている。今回の改正で3時間45分の勤務命令ができることになり、休日出勤した4時間の分と3時間45分の分を合わせて1日として振替休暇を取ることが可能になる。

また、第19条第1項中の辞令を発令の通知に改めることについて、これまで教職員の辞令が4月1日に辞令をもらってから異動していたが、発令の通知と改めることで旧年度中から速やかに転任地へ異動する準備が整えられるということになる。

第20条第1項中については、校長の事務引継ぎを定めた規定だが今回の人事異動を発令の通知に改正することに合わせて定めたものである。

公布の日から施行し、改正後の第19条第1項及び第20条第1項の規定は平成29年3月1日から、改正後の第10条及び第11条第3項の規定は同年4月1日から適用する。

原案どおり可決

○議案第3号 滝川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

※諏佐課長から次のとおり提案理由を説明。

北海道立学校職員服務規程の一部が人事異動に係る発令方法の変更に伴い改正されたことから滝川市立学校職員服務規程も同様に改正するものです。

第9条について、発令方法の変更に伴う改正。

第10条及び別記第8号様式について、第9条の改正に伴う文言の整理となるものである。

公布の日から施行し、この規程による改正後の滝川市立学校職員服務規程の規定は、平成29年3月1日から適用する。

原案どおり可決

○議案第4号 滝川市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

※景由課長から次のとおり提案理由を説明。

新旧対照表よりスポーツセンター備付備品利用料金設定基準の棒高跳設備について削除し、以降の項目を一つずつ繰り上げていくものとする。スポーツセンターの改修にあたり、棒高跳設備が非常に高額であり市内に競技者が一人もいない現状を踏まえ、滝川市陸上競技協会と協議をし、新しいスポーツセンターに設備を設置しないということで決定したものである。

原案どおり可決

○議案第5号 滝川市教育支援委員会議委員の委嘱について

※諏佐課長から次のとおり提案理由を説明。

人事異動に伴い滝川市教育支援委員会議委員が欠けたことにより、滝川市教育支援委員会議規則第4条第2項の規定により、次のとおり選出したいとするものである。

職務期間について、議決の日から平成30年4月30日までとする。

※選出委員については記載のとおり。

原案どおり可決

○議案第6号 滝川市社会教育委員の委嘱について

※景由課長から次のとおり提案理由を説明。

滝川市社会教育委員の山本春次氏（校長会推薦）が平成29年3月31日をもって退職されたため、梅津俊一様（滝川第一小学校新任校長）を残期間社会教育委員として委嘱するものである。

任期は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までとする。

原案どおり可決

○議案第7号 滝川市文化財保護審議会委員の委嘱について

※小山館長から次のとおり提案理由を説明。

滝川市文化財保護審議会委員が平成29年4月25日で任期満了となるため、滝川市文化財保護審議会規則第2条第3項の規定により、委嘱を行うものとする。今回5名の内2名の高谷さん、森さんについては、新任という形で委嘱、高石さん、中さん、江崎さんについては、再任ということで考えている。

任期は、平成29年5月1日から平成31年4月30日までとする。

※氏名については別紙のとおり。

原案どおり可決

6. その他

(1)連絡事項

①各所管の年間業務計画について

※各所属長～別添「資料No.6-1」を用いて説明。

※訂正：1ページ・北海道都市教育長会春季定期総会（当市開催）

↓

”

（土別市開催）

②運動会の日程について

※諏佐課長～別添「No. 6-2」を用いて説明。

(2)次回会議日程

※諏佐課長～次回の教育委員会会議の開催についてお諮りし、5月26日（金）午後1時30分から開催することで承認あり。

7. 閉 会 午後3時50分

以上会議の顛末については相違ないので、ここに署名する。